

平成21年10月から

〈特別徴収〉 住民税を年金から引き落とし する制度が始まります。

現在、65歳以上の年金受給者で住民税（個人市県民税）の納税義務がある方は、年4回、口座振替や金融機関などでの納付となっていますが、地方税法の改正により、平成21年10月以降に支給される年金から、住民税が引き落とし（特別徴収）になります。

この公的年金からの引き落としは、個人の納税の便を図り効率化するために、納税方法を変更したもので、新たな税負担は生じません。



◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課

☎ 58 - 2111

(内線 1132 ~ 1134)

■公的年金から特別徴収となる方

次の①から④のすべてを満たす方

- ①平成21年4月1日時点で65歳以上の方（昭和19年4月2日以前生まれの方）
- ②平成20年中からすでに年金を受給しており、平成21年度公的年金などに係る住民税が課税されている方
- ③平成21年1月1日以後、引き続きつくばみらい市内に住所を有する方
- ④介護保険が年金から特別徴収されている方

■対象となる公的年金とは

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金など。ただし、1年間（1月1日から12月31日まで）で18万円以上の支給額がある場合。

※障害年金や遺族年金は非課税ですので、対象外です。

■徴収する税額

公的年金にかかる個人市県民税所得割額および均等割額の合計額。

※給与所得などの年金以外の所得分は、公的年金からの引き落としの対象外です。

■税額等の通知について

納税義務者ご本人に対して、6月に市からお送りした納税通知書にて、引き落としされる年金の種類および徴収される税額などをお知らせしてあります。

■引き落としが中止となる場合は

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により市役所や金融機関などで納める方法）により納めていただくことになります。

（例）住民税の年税額が6万円（年金所得）の場合

■これまでの納め方

月	納付書で納める（普通徴収）			
	6月	8月	10月	1月
税額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

■平成21年度の納め方

月	納付書で納める（普通徴収）		年金から引き落とし（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなるため、平成21年度の住民税額の半分については、6

月と8月に年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただき、10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。



■平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし（特別徴収）					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	前年度の2月と同額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。